

固定電話番号の双方向ポータビリティの実現 に向けた検討会（第 2 回） 事業者ヒアリング資料

2024年11月26日

テレコムサービス協会

F V N O 委員会

F V N O 委員会

テレコムサービス協会 F V N O 委員会加盟各社へ、固定電話の番号ポータビリティの実現に向けてヒアリングを実施し、8社様より回答がありました。その内容は以下のとおり。

1. 番号ポータビリティの実施の原則と例外

- ① 全ての固定電話番号を使用した役務の提供を行う事業者に対して、番号ポータビリティの実施を原則とする旨を規定することでよいか。

■ 回答

回答頂いたすべての会社（8社）から、規定することで問題ない。

- ② 引き止め行為の禁止、苦情受付窓口の設置、初期契約解除に係る運用、個人情報の保護等について、本ガイドラインに規定する方向でよいか。

■ 回答

回答頂いたすべての会社（8社）から、規定することで問題ない。

FVNO委員会

1. 番号ポータビリティの実施の原則と例外

③ 現時点において番号ポータビリティの実施の例外としての申請を行う予定があるか。

■ 回答

回答頂いたすべての会社（8社）から、例外としての申請を行う予定はない。

2. 受付方法、利用者負担料金等

① 現行の片方向の番号ポータビリティにおける利用者の受付方法（店頭、電話、インターネット）及び利用者特性（法人・個人の割合等）

■ 回答

（受付方法）

- ・店頭、電話、インターネット：4社
- ・電話、インターネット：2社
- ・電話：1社

（利用者特性）

- ・法人のみ又は概ね法人：3社
- ・一般のみ：2社
- ・法人・個人が半々程度：2社

FVNO委員会

2. 受付方法、利用者負担料金等

② 現行の片方向の番号ポータビリティと同様、ワンストップ方式を原則とすることでよいか。

■ 回答

回答頂いたすべての会社（8社）から、ワンストップ方式を原則とすることでよい。
なお、受付方法は事業者判断の要望が2社。

③ 利用者負担料金をどのように設定すべきか。

■ 回答

概ね携帯電話と同様の設定が望ましいと回答。（一部意見あり）

- ・卸元が設定してきた場合はお客様に負担を求める。
- ・電気通信番号事業者により設定されている原価により検討したい。

FVNO委員会

- ④ 標準的な処理期間について、あらかじめ事業者間で手続きに必要な情報を明示しておく等、番号ポータビリティの実施に関与する事業者が、手続きに際して迅速な対応が可能になるような方策はあるか。

■ 回答

- ・各事業者が標準納期を設定したうえで、受付時に説明する。また、必要であれば平均を算出して各事業者向けの参考値として共有する等。
- ・お客様目線では出来るだけ迅速な対応を希望します。
- ・事業者間およびサイト上にも必要情報について、手続きを迅速に行えるように明記することをガイドラインに規定する。
- ・番号を保有している事業者に依存する。それとは別に、番号希望で転出のお客様には、転出先の開通まで、転出元の開通も維持しなければならず、その分お客様料金面負担も増える可能性があるため、事前にトラブルを防止するような措置が必要と考えます。
- ・サービス名を除く、事業者名と電話番号、契約者名のみで照合処理ができる様にしていたく事で迅速かつ円滑な手続きができるのではないかと。

F V N O 委員会の全体構成

F V N O 委員会

F V N O 事業者が交流し、共有する課題について行政及びN T T 東西等と意見交換し、その解決を働きかける等の活動を通じて、電気通信市場における競争を促進し、サービスの多様化、料金の低廉化等を促進。

◆委員長：山田 敏雅（USEN NETWORKS）◆副委員長：高圓 宏明（インテック）
◆構成員（21社）◆オブザーバー（総務省、東日本電信電話、西日本電信電話、
大手家電流通協会、電気通信サービス向上推進協議会）

番号移行 関係 T F

- ・番号移行に関する課題の洗い出しと課題整理、検討
- ・実現可能もしくは実現すべきゴールに向けたプロセスと仕組みの明確化
- ・番号移行に関する各社への作業分担とその実施および周知活動

◆構成員（13社）◆オブザーバー（総務省、東日本電信電話、西日本電信電話）

消費者関係 T F

総務省の「ICTサービス安心・安全研究会・消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」の結果において、FVNOの課題とされている事項の整理および対応。その他事業者の消費者トラブルに関する課題の整理と対応の検討。

◆主査：岡本 憲樹(アクセル)◆副主査：篠原 寛実（USEN NETWORKS）
◆構成員（11社）◆オブザーバー（総務省、東日本電信電話、西日本電信電話、国民生活センター）

運用関係 WG

- ・F V N O における事業の拡大および事業者間取引におけるトラブル改善
- ・運用に関わる課題整理および対応、運用に関わる意見交換会
- ・消費者トラブル削減のための事業者間取引の改善など

◆主査：松岡 和宏（USEN NETWORKS） 副主査：矢通 康弘(フォーバルテレコム)
◆構成員（15社）◆オブザーバー（総務省、東日本電信電話、西日本電信電話）